相 模 原 市 森 林 整 備 計 画

自 令和 5年 4月 1日 計画期間 至 令和15年 3月31日

神奈川県相模原市

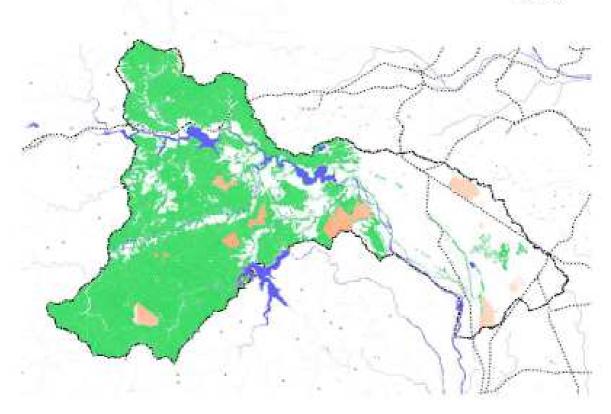
目 次

Ι		伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	• • • •	1
	1	森林整備の現状と課題	• • • •	1
	2	森林整備の基本方針	• • • •	1
	3	森林施業の合理化に関する基本方針	• • • •	4
		森林の整備に関する事項	• • • •	4
第	1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	• • • •	4
	1	樹種別の立木の標準伐期齢	• • • •	4
	2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	• • • •	4
	3	その他必要な事項	• • • •	5
第	2	造林に関する事項	• • • •	5
	1	人工造林に関する事項	• • • •	5
	2	天然更新に関する事項	• • • •	6
	3		• • • •	7
	4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき		
		旨の命令の基準	• • • •	8
	5		• • • •	8
第	3			
		間伐及び保育の基準	• • • •	8
	1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	• • • •	8
	2	PM 5 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	• • • •	9
	3		•••• 1	0
第				0
	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	•••• 1	0
	2	THE SECTION OF THE SE	_	
	_	区域及び当該区域内における施業の方法	_	1
**	3		•••• 1	
第	_		•••• 1	
	1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	•••• 1	2
	2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するため	4	2
	2	の方策	•••• 1	
	3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	•••• 1	
	4		•••• 1	
∽	5	その他必要な事項	•••• 1	
第		森林施業の共同化の促進に関する事項 森林施業の共同化の促進に関する方針	•	_
	1	森林旭楽の共同化の促進に関する方面 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	•••• 1	
	3		•••• 1	
	э 4		-	د 4
第			•••• 1	
ᄭ	1	加薬的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム		4
	ı	が学りな林林旭美を推進するための始約出及の小学及の作業システム に関する事項	•••• 1	1
				-

2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	•••• 1 4
3	作業路網の整備に関する事項	•••• 1 4
4	その他必要な事項	•••• 1 6
第8	その他必要な事項	•••• 1 6
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	•••• 1 6
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	•••• 1 6
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	•••• 1 7
Ā	森林の保護に関する事項	•••• 1 7
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	•••• 1 7
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	•••• 1 7
2	その他必要な事項	•••• 1 7
第 2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する	
Ę	事項	•••• 1 7
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	•••• 1 7
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	•••• 1 8
3	林野火災の予防の方法	•••• 1 8
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	•••• 1 8
5	その他必要な事項	•••• 1 8
Ā	森林の保健機能の増進に関する事項	•••• 1 8
1	保健機能森林の区域	•••• 1 8
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業	
C	の方法に関する事項	•••• 1 8
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	•••• 1 8
4	その他必要な事項	•••• 1 9
=	その他森林の整備のために必要な事項	•••• 1 9
1	森林経営計画の作成に関する事項	•••• 1 9
2	生活環境の整備に関する事項	•••• 1 9
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	•••• 1 9
4	森林の総合利用の推進に関する事項	•••• 2 0
5	住民参加による森林の整備に関する事項	•••• 2 0
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	•••• 2 0
7	その他必要な事項	···· 2 0

相模原市位置図









I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

本計画は、神奈川地域森林計画に適合し、本市計画区域約 17,751ha の森林及び林業の現況を踏まえて、森林の有する機能の維持増進を図るため、森林の整備に関する事項を定め、本市の民有林に対する森林施業の指針とするものである。

1 森林整備の現状と課題

本市は、神奈川県の北西部に位置し、総面積は32,891 ha、神奈川地域森林計画対象民 有林の約98%が津久井地域にあり、その面積は約17,751 ha と県下で最大となっている。 また、材の蓄積量は5,195,850 m³となっており、県内蓄積量の約27%を占めている。 森林資源の内容は、スギが全体の34.7%を占める一方で、ヒノキは12.4%にとどまっており、その他は、マツ類(1.8%)、広葉樹(47.8%)、竹林等(3.3%)となっている。

人工林については、その面積は 8,676.99ha(48.9%) 1ha 当たりの材の蓄積量は約 442 ㎡である。また、7 齢級以下の育成林は全体の 0.8%と少なく、森林の高齢化と資源の成熟化が進んでいる。

本市の森林の多くは水源地にあり、県民の水がめとして森林の持つ多面的な公益的機能を提供してきたが、安価な外材の大量輸入や代替材の進出など、林業を取り巻く社会環境や経済環境の変化により木材生産活動は停滞しており、手入れの行き届かない人工林が増加している。

このため、神奈川県では、平成9年度から、荒廃した私有林の公的管理・支援を行うため、従来の保育整備を中心とする補助事業に加え、「水源の森林づくり事業」を設けて高齢級の人工林の整備が図られるよう取り組んでいる。さらに、平成19年度からは「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、個人県民税の超過課税を主な財源として、水源地域における森林の保全・再生を推進している。

本市においても、市域での「水源の森林づくり事業」を推進するため、「水源の森林づくり協力協約推進事業」を行ってきたが、平成19年度からは基本的に森林所有者が自己負担なく森林の整備ができるよう、補助金交付要綱の改正を行い、更なる森林整備の推進を図っている。

一方、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、令和8年度をもって大綱期間満了となるため、その後も、継続して森林整備を進めるためには、森林組合を中心とした林業事業体による施業実施体制の整備、森林施業の集約化など、林業経営の安定化と林業振興に向けた取組が必要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1)地域の目指すべき森林資源の姿

平成 22 年度に策定した「さがみはら森林ビジョン」の取組を進めることにより、市民が市内の森林を「知って」、木材を「使って」、その結果、森林が市民一人ひとりにとって「身近になる」ことにより、「さがみはら森林ビジョン」の将来像である、20 年後の「いきいきとした人と森林のかかわり」、そして 50 年後の「いきいきとした森林」の実現を目指す。

(2)森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市の目指すべき森林資源の姿に誘導するため、地域の特性及び森林資源の状況 並びに自然的・社会的条件を勘案して、次に示す目標林型別の施業を進めるととも に、森林の持つ公益的機能を重視すべき森林については、公益的機能別施業森林に 区分し、その機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に行うものとする。

ア 目標林型別の施業指針

(ア)単層林施業

単層林施業を行う森林では、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。

造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギ又はヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。

間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。

短伐期施業では、概ね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長 伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢の概ね2 倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行う。

主伐は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うことを基本とする。

(イ)巨木林施業

巨木林施業を行う森林では、下層植生の豊富な林齢 100 年以上の針葉樹林を目指す。

造林から標準伐期齢に達する時期までは、単層林に準じた施業を行い、標準 伐期齢以降は、風害などの気象災害に留意しながら、適度な間伐を繰り返すこと により豊かな下層植生の維持・育成を図る。

また、標準伐期齢以降の枝打は、林内環境を保全する上で必要な場合に行う。 主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を 行うものとし、特にブナ林など自然林を再生するゾーンでは、原則として皆伐を 避け、択伐を行う。

(ウ)複層林施業

複層林施業を行う森林では、単層林として造成した針葉樹林に針葉樹の下層 木を造林することにより、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指す。

単層林状態の期間は、概ね単層林に準じた施業を行い、上層木を抜き伐りすることにより下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択し、植栽により下層木を導入し複層林を造成する。植栽は花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

複層林状態の期間は、上層木及び下層木のそれぞれについて適時適切な抜き 伐り、間伐及び枝打等を行い、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育 状況に留意して行う。

上層木の主伐は、概ね標準伐期齢に達した時期以降に行うものとし、特に下層 木の保護に留意して慎重に行う。

一般的には、針葉樹と広葉樹の複層林もあるが、本計画においては、複数の 針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指した施業のみを「複層林施業」と呼ぶこ ととする。

(工)混交林施業

混交林施業を行う森林では、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入することにより、構成樹種が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混生する森林を目指す。

針葉樹単層林から混交林への誘導は、抜き伐りを繰り返しながら、森林の現況 や自然条件に応じて、必要な施業を適宜組み合わせて天然下種更新による多様 な広葉樹等の導入を促進することを基本とし、天然更下種更新による広葉樹等 の導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行う。

植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。

(オ) 広葉樹林施業

広葉樹林施業を行う森林は、構成樹種が多様で階層構造が発達し、安定した 活力のある広葉樹林を目指す。

広葉樹林の更新(伐採により生じた無立木地が、再び立木地になること)は、自然力を活用した天然下種更新又はぼう芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、森林の現況や自然条件に応じて下層植生の保護、土壌保全、かき起こし等の地表処理、受光伐、補助的な植栽等の適切な施業を組み合わせて行う。

特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおける立枯れや林床植生の退行などにより衰退したブナ林やモミ・ツガ林等の天然生林等については、森林生態系として安定した森林への再生を図る。

- イ 公益的機能別施業森林の機能の維持増進を図るための森林施業
- (ア)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、 下層植生とともに樹根が発達することにより水を蓄える隙間に富んだ浸透・保 水能力の高い森林土壌を有する森林に発達させるため、伐期の間隔の拡大を図 る。また、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を推進する。
- (イ)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林

災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、 林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

- (ウ)快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 身近な自然とのふれあいや、地域の生活環境を保全する観点から、風や騒音等 の防備や大気の浄化のために有効な森林など、市街地周辺の里山林や都市近郊 林などの維持、保全を図るため、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間 伐等を推進する。
- (工)保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じた広

葉樹の導入などの整備を図り、適切な管理を推進する。

(オ)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全 性を確保し、木材需要に応じた樹種、齢級の林木を生育させるための適切な造林、 保育及び間伐等を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合等林業事業体の相互連携を密にし、林業事業体の雇用 改善・経営合理化を進め、森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械の導入及び 木材流通・加工体制の整備など、林業諸施策を計画的に推進する。

森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次表のとおりである。

		樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹	
40 年	45 年	35 年	50 年	10年	20年	

注)標準伐期齢は、立木の伐採(主伐)の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)をする場合において、次に示す施業の方法とする。 立木の伐採(主伐)は、更新を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又

立木の伐採(主伐)は、更新を伴つ伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐により適切に行うものとする。

皆伐:皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、小面積かつ分散的に行うものとする。伐採面積は2ha 以下を標準とし、やむを得ない場合にあっても20haを限度とする。

択伐:択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、材積にかかる伐採率は30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

なお、立木の伐採(主伐)に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、次のアからオまでに留意するものとする。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐 採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、 渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 伐採(主伐)の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)」を踏まえ、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全、及び生物多様性の保全に配慮したものとする。
- 3 その他必要な事項 該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1)人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を基本として次の樹種から選定し、多彩な森林の造成に努め、スギ、ヒノキを植栽する場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するものとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、クヌギ、
/\	コナラ、ミズキ、その他郷土樹種

(2)人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数並びにその他人工造林の方法は次表のとおりとする。

なお、複層林施業(混交林施業及び広葉樹林施業含む。)においては、標準的な植 栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するも のとする。

植付け方法及び時期は、苗木の活着を高め、植栽後の生育が良好に保たれることを重点において、気候その他植栽地の自然条件及び使用する苗木の樹種や形状に応じて決定し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入などの低コ

スト化施業に努めることとする。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

ア 人工造林の樹種及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	中庸仕立て	2,500~3,500
ヒノキ	中庸仕立て	2,500~3,500

注)特に効率的な施業が可能な森林の区域は、この限りではない。

イ その他人工造林の方法

区分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地ごしらえを行い林地の保全に努める。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	原則として春植えとする。

(3)伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、 人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を 含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採跡地 については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内と する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1)天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、アカマツ、その 他高木性の在来樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、その他ぼう芽更 新が可能な高木性の在来樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数 (周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を成立させるものとする。

樹種	期待成立本数(本 / ha)
天然更新の対象樹種全て	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の 伐採や枝払い等を行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の 完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や 植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	ぼう芽更新を行う際に、一つの株から多数発生したぼう芽のうち、余 分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがある ものを除き、次の 及び を満たしている状態を更新が完了したものとする。な お、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽に より確実に更新を図ることとする。

天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草木等)の高さ)以上のものが1ha 当たり3,000 本以上の密度で生育している状態であること。

の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できない おそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3)伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣などの被害の発生状況、既往の伐採箇所における更新状況、その他の自然条件等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を、次のとおり定める。

- ア 更新目的とする森林が針葉樹人工林であること。
- イ 母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在せず、堅果を持つ更新樹種による天然下種が期待できないこと。
- ウ 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しないこと。
- エ シカ等による食害が激しく、林床に更新樹種が存在しないこと。
- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は特に定めないが、本市の目指すべき森林資源の姿への着実な誘導及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、更新は原則植栽によるものとする。

ただし、高圧線等への支障木の伐採や住宅等の災害防止を目的とした伐採、また、 キノコの原木等の生産を目的とした伐採(ぼう芽更新)など、一般的な森林整備とは 異なるものについては、この限りではない。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

- (1)造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
 - 1(1)による。
 - イ 天然更新の場合
 - 2(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木は1ha当たり10,000本とし、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

- 5 その他必要な事項 該当なし
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の 基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、単層林 施業における間伐を実施すべき標準的な方法は、次のとおりとする。
 - (1)間伐の標準的な方法

1 ±4	ħ				間伐を	実施すべ	き標準的	りな林齢	(年)				
種	施業体系	美本 系	植栽本数 (本/ha)	初回	2 回 皿	3 回 皿	4 回 皿	5 回 皿	© 回 III	7 回 目	標準的な方法		
		短伐期		15	22	30					開始時期 樹冠がうっ閉し主 林木相互間に競争		
スギ	単層林	長伐期	2,500 ~ 3,500	15	22	30	40	55			が生じ始めた時期 とする。 間伐率 各回とも 20~30%		
		巨木林		巨木林		15	22	30	40	55	70	85	の率で林分により 調整し実施する。 間伐木の選定
		短伐期		18	26	35					均一な林分が構成 されるよう配慮し て行う。		
ヒノキ	単層林	長伐期	2,500 ~ 3,500	18	26	35	45	60			回数 植栽本数・生産目標 等により時期・回		
		巨木林		18	26	35	45	60	75		数・間伐率を調整する。		

(2)標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齡以上
ス ギ ヒノキ	10 年	15 年

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林施業における保育の標準的な方法は、次のとおりとする。

保育の	樹種	実施す~	べき標準的	りな林齢な	及び回数	標準的な方法
種類	创作里	初回	2 回	3 回	4 回	標準的な力法
下刈	スギ ヒノキ	7年生 の状態	まで年 まによっ	1回(上 推草木 2 年	下刈は、造林木が雑草木より抜き 出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7~9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で、年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切を併せて行う。

つる切	スギ ヒノキ	8年 ~ 12 年				つる切は、下刈終了後、造林木が閉 鎖状態になった時に、造林木の育 成に支障となるつるを除去する。
除伐	スギ ヒノキ	9年 ~ 14 年				除伐は、造林木で成木の見込みの ない不良木やかん木類を除去す る。 必要に応じてつる切を併せて行 う。
	スギ	9年	15 年	22 年	30 年	枝打は、最下枝の直径が 7~8cmに なった時に実施する。
枝打	ヒノキ	11 年	18 年	26 年	35 年	枝打は丁寧に幹を傷つけないように う、また、枯れ枝を残さないように 仕上げる。

3 その他必要な事項

単層林施業以外の目標林型における間伐及び保育の標準的な方法は、単層林施業に準ずるほか、 の2(2)ア(イ)から(オ)による。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表 1 に定める。

イ 施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図り、林地の保全に配慮して、伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、標高 800m 以上の森林は、山地災害防止機能、土壌保全機能の発揮が望まれる施業方法として、必要に応じ多様な樹種の生育による根系(網)の発達を促す施業や間伐を主体に主伐を控える施業などにも配慮して行うものとする。

里地・里山保全等地域の森林は、保健文化機能の発揮が望まれる施業方法として、必要に応じ自然景観の維持や生物多様性の保全、ぼう芽更新など自然力を活かした施業にも配慮して行うものとする。

次の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

		樹		種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	50年	55年	45 年	60年	20年	30年

(2)快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表 1 に定める。

イ 施業の方法

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進するべき森林は、安全・安心の確保並びに身近な緑としての活用など、生活環境の保全を図る施業を基本とする。

択伐以外の複層林施業等を推進すべき森林の区域を別表 2 に定める。

(3)その他

災害等による倒木又は倒木のおそれのある危険木の除去など、防災上等やむを得ないと判断される森林の施業については、この限りとせず、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な施業を選択するものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域内における施業の方法

(1)区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表 1 に定める。

また、木材の継続的生産による安定供給を促進するため、林道から 200m以内の森林を、特に効率的な施業が可能な森林に定める。

(2)施業の方法

植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集 約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、植栽による更新を行うこととする。

なお、択伐後、天然下種更新により混交林を目指すものについては、 の2(2)ア(エ)に準ずるものとする。

別表1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施 業を推進すべき森林	概要図 (その1) のとおり	17,451.95
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	概要図 (その1) のとおり	298.78
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林	概要図 (その2) のとおり	10,890.18
木材の生産機能の維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的 な施業が可能な森林	概要図 (その2) のとおり	5,714.05

別表 2

区分	施 業 の 方 法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	概要図 (その1) のとおり	17,451.95
快適な環境の形成 の機能の維持増進 を図るための森林 施業を推進すべき 森林	複層林 施業等 複層林施業等を推進 を推進 すべき森林 (択伐に すべき よるものを除く) 森林	概要図 (その1) のとおり	298.78

3 その他必要な事項

(1)施業実施協定の締結の促進方法

森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定の参加促進を図るため、森林 所有者及び特定非営利活動法人等への情報提供などにより制度の普及啓発を実施す る。

(2) その他 該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 長期の施業の受委託、森林の経営の受委託等による森林経営の規模拡大を促進する。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への森林の経営の委託の働きかけ、受託等を担う林業事業体等の育成、 施業の集約化に必要な情報の提供及び入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等により、森林所有者による林業事業体等への長期の施業 等の委託を進め、森林の経営の規模の拡大を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 森林の施業又は経営の受委託を実施する際には、受託者である森林組合などの林業事 業体と委託者である森林所有者が森林経営(施業)委託契約を締結する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合で、本市の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の促進に一体的な経営管理を行う必要がある場合については、本市や森林組合等による一括管理に向けた意向調査や森林境界の明確化などの各種取組を実施するなど、森林経営管理制度の運用を検討する。

5 その他必要な事項 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林を適切に管理して効率的な施業を行い、公益的機能を高めるため、分散している 森林の団地化や小規模森林の所有者同士による経営及び施設整備の共同化の促進を図る。 また、森林組合等林業事業体の相互理解と連携を密にすることにより、森林所有者の 共同化による森林施業の協定締結を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化への取組を推進するため、地域における森林づくりの中核的存在である森林組合をはじめとする林業事業体が、小規模所有者の森林をまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、積極的に森林所有者へ働きかけ、集約的な施業の受託等を推進していくとともに、作業道の開設、林業機械を組み合わせた効率的な作業を行うものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合は、施業の共同化を効果的に促進する上で、共同して森林経営計画を作成することを推進するとともに、計画的な森林施業が図られるよう、次の事項に留意して実施するものとする。

- ア 施業実施協定を共同で作成する者(以下「共同作成者」という。)全員により各年度の当初に年次別の詳細な森林施業の実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者らの共同により実施する。

- ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき施業実施協定等を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、個々の共同 作成者が果たすべき責務等をあらかじめ明確にしておくこと。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。
- 4 その他必要な事項 該当なし
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、次 表を目安とする。

1,20,00							
区分	作業システム	路網密度 (m/ha)					
	「「来ノハノム		基幹路網				
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上				
中傾斜地	車両系作業システム	85 以上	25 以上				
(15°~30°)	架線系作業システム	25 以上	25 以上				
急傾斜地	車両系作業システム	60 以上	15 以上				
(30°~35°)	架線系作業システム	20 以上	15 以上				
急 峻 地 (35°以上)	架線系作業システム	5 以上	5 以上				

(注)路網密度の水準については、尾根、渓流、天然林等には適用しない。

「車両系作業システム」とは、グラップル、フォワーダ等の車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

- 「架線系作業システム」とは、タワーヤーダ等の林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等で木材を吊り上げて移動、集積するシステム。
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1)基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、「適切な規格・構造の路網の整備を図る 観点等林道規程(昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知)」及 び「林業専用道作設指針(平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官 通知)」にのっとり基幹路網を開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画は次のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当っては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

単位 延長:m

				単	位 迎	長:m
種類	区分	位置	路線名	延長	箇所 数	うち 前半 5年分
2 級	改良	緑区青根	神の川線	18,972	21	
2 級	改良	緑区鳥屋	早戸川線	12,896	12	
2 級	改良	緑区鳥屋	奥野線	8,400	8	
3 級	改良	緑区鳥屋	伊勢沢線	3,961	6	
2 級	改良	緑区鳥屋	荒井線	2,531	15	
2 級	改良	緑区澤井、小原	栃谷坂沢線	10,904	26	
2 級	改良	緑区小原	坂沢線	1,054	3	
2 級	改良	緑区寸沢嵐	小野線	3,810	6	
2 級	改良	緑区長竹、鳥屋	東南線	6,003	1	
2 級	改良	緑区牧野	綱子線	1,357	3	
2 級	改良	緑区佐野川	和田線	3,253	1	
2 級	改良	緑区鳥屋	金沢線	3,268	5	
2 級	改良 舗装	緑区青根	犬越路線	2,891	5	
3級	舗装	緑区青野原	寺入沢線	1,210		
3 級	改良 舗装	緑区澤井	西沢線 (旧藤野町)	970	1	
3級	改良	緑区青野原	西沢線 (旧津久井町)	2,000	2	
3 級	改良	緑区鳥屋	桃の木沢線	880	2	
3級	舗装	緑区寸沢嵐	関川線	870		
3級	舗装	緑区寸沢嵐	関山線	1,360		
3 級	改良	緑区吉野	吉野沢線	500	1	
3 級	改良	緑区佐野川	栃本線	1,190	1	
3級	改良	緑区牧野	綱子大川原線	3,125	2	
3級	舗装	緑区千木良	二本松線	748		0
3級	舗装	緑区与瀬	貝沢線	750		0
3級	改良	緑区吉野	奈良本線	2,140	1	0

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)」、「民有林林道台帳について(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2)細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道を作設するに当たっては、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から「森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)」を基本として、「神奈川県森林作業道作設指針」にのっとり開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「神奈川県森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、土砂の流失等を未然に防止し、林地保全 及び生物多様性の保全に配慮する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市における林業は、小規模で経営基盤が弱く、林業の担い手についても高齢化が進み、後継者の確保が難しい状況であることから、他産業から森林整備事業への新規参入を受け入れる一方、新たな林業就業希望者を養成するため、森林整備の経験が浅い森林所有者や市民が、森林整備に関する技術や知識を身に付けられるよう、県等が実施する研修への参加促進を図る。

また、森林整備や素材の搬出などの業務は高度な経験や技術を要することから、熟練した技術者を有し、地域における林業の中核的担い手である森林組合等の林業事業体への雇用改善や経営合理化による企業体質強化を図るための情報提供を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

労働安全性の向上や作業負担の軽減、林業生産性の向上、林業経営の合理化及び近代 化を図るため、林業の機械化を促進する。

なお、高性能林業機械の導入により生産コストを低減させるためには、機械の性能を 十分に発揮させる必要があるため、事業規模に適した機械、機種を選定するとともに、 路網の整備と作業オペレーターの養成に努めるものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状	将 来
伐 倒	チェーンソー	チェーンソー
造材	チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ
集材	林内作業車、集材機、 タワーヤーダ、フォワーダ	林内作業車、集材機、 タワーヤーダ、フォワーダ スイングヤーダ

造林		Jらえ 刈	刈払機	刈払機
保育等	枝	打	小型チェーンソー	小型チェーンソー

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし

森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1)区域の設定

鳥獣害防止森林区域を次のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	津久井地域の全域	17,451.95

上記の森林の区域については、付属資料の相模原市森林整備計画概要図(その3)に図示する。

(2)鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域において人工造林を行う場合や、シカの採食による下層植生の衰退が見られる場合は、植生保護柵や単木的保護ネット等の設置を推進し、シカの食害等を防止するとともに、保護管理や農業被害対策との連携も図りながら、必要な保護対策を講ずるものとする。

2 その他必要な事項

野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置及び適切な維持管理に努めるとともに、不要となった植生保護柵等の施設については、野生動物の生息環境の保全のため、必要に応じ撤去を図るものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるとともに、 松くい虫の防除対策については、松くい虫の防除区域の松林において、集中的かつ 継続的な防除対策を実施する。

また、防除の実施に当たっては市民の生活環境に配慮し、予防対策については樹 幹注入による防除を、駆除対策については被害木を伐倒し破砕する特別伐倒駆除を それぞれ推進する。

なお、ナラ枯れ被害については全量の駆除等が困難なことから、倒木すると危険な被害木の伐採や景観面や歴史的、文化的価値のある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他 該当なし

2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)

第1に掲げる対象鳥獣及び区域以外の対策については、柵等の設置を行い、必要な 保護対策を講ずるものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市の広報を活用した普及啓発など、未然防止を基本とした対策を推進する。

- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 火入れは、「相模原市火入れに関する条例(平成 17 年相模原市条例第 124 号)」に基づ くものとし、実施に当たっては、森林の周囲の現況、防火の計画、気象状況の見通し等、 周囲に延焼の恐れがないように留意するものとする。
- 5 その他必要な事項
 - (1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 該当なし
 - (2) その他

保護樹林帯の設置や広葉樹林、混交林など多様な森林づくりの推進等により、病虫獣害、気象災害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、特に、松くい虫や鳥獣による被害及び森林火災への対策を積極的に推進する。

森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する 事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 該当なし

- 4 その他必要な事項 該当なし
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1)路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、伐採及び木材の搬出を一体 として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区域 番号	区 域 名	林 班	面 積 (ha)	備 考 地名、大字などの主な地区名
	相模原 城山北 地区	1~3、9~16、166~171	914.91	旧相模原市、旧城山町の一部(小倉、葉山島を除く)、三井
	津久井西 城山南 地区	5~8、17~22、151~165	1,080.44	小倉、葉山島、太井、中野、又野、三ヶ木、根小屋、長竹
	津久井 青野原 地区	70~86	858.41	青野原
	津久井 青山 鳥屋東 地区	87~97、138~150、172~174	1,344.73	青山、鳥屋の一部(串川流域)
	津久井 鳥屋中 地区	125~137	708.88	鳥屋の一部 (水沢川流域)
	津久井 鳥屋南 地区	98~124	2,131.13	鳥屋の一部(早戸川流域)
	津久井 青根北 地区	2 3 ~ 4 0	1,278.41	青根の一部(道志川流域)
	津久井 青根南 地区	41~69	2,115.10	青根の一部 (神之川流域)
	相模湖北 地区	175~193、227~242	2,178.17	与瀬、小原、千木良、吉野、澤井
	相模湖西 地区	194~209	924.46	若柳、寸沢嵐
	藤野 佐野川小渕 地区	211~226、297	1,261.79	小渕、佐野川
	藤野 日連名倉地区	2 4 3 ~ 2 5 6	635.94	日連、名倉
	藤野 牧野北 地区	262~281、291~296	1,420.35	牧野の一部(相模川流域)
	藤野 牧野南 地区	257~261, 282~290		牧野の一部 (道志川流域)

上記の森林の区域については、付属資料の相模原市森林整備計画概要図(その3)に図示する。

(2)森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア の第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- イ の第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び の第6 の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ウ の森林の保護に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項 該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内の豊かな森林を、健全な姿で次世代に引き継ぐため、貴重な森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することを目的として、さがみはら津久井産材の利用拡大を

図る。

森林整備によって搬出された市内の貴重な木材を利用していくことが、市民一人ひとりにとって、森林が身近になることにつながるため、公共施設等の整備に当たっては、さがみはら津久井産材の使用に努めるとともに、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、PRと普及を進め、さがみはら津久井産材のブランド化や地産地消による地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対しては、憩いや森林セラピー等の保健休養の場としてのニーズとともに、学校教育における森林環境教育の場としてのニーズが高まっており、森林と身近にふれあうことにより、市民一人ひとりの森林を守り育てる意識を醸成できることから、「相模原市市民の森」の整備を進める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1)地域住民参加による取組に関する事項

森林の整備に当たっては、森林所有者による適切な整備の他に、特に森林の公益 的機能の高度発揮が求められる森林については、市民の理解と市民参加による整備 を推進していくことが必要であるため、地域合意による地域住民参加の森林づくり の仕組みを検討する。

- (2)上下流連携による取組に関する事項 該当なし
- (3)その他 該当なし
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

7 その他必要な事項

(1) さがみはら森林ビジョンの推進

本市では豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継ぐため、「いきいきとした人と森林のかかわり」と「いきいきとした森林」を将来像とした「さがみはら森林ビジョン」を平成22年度に策定した。

このビジョンを推進するため、市民への情報提供、環境教育の推進、市民と森林の接点づくり、森林環境の保全・整備などの施策を進めていく。

(2) その他

保安林その他法令等により施業について制限を受けている森林においては、当該 制限に従って施業を実施するものとする。

付属資料

相模原市森林整備計画概要図(その1) 相模原市森林整備計画概要図(その2) 相模原市森林整備計画概要図(その3)